

経済産業省告示第百六十七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十二号)第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月二十六日

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
千葉県船橋市習志野台七丁目二十四番一号	千葉県船橋市習志野台七丁目二十四番一号	日本大学短期大基礎工学科(電気電子情報コース)	第二種及び第三種電気主任技術者免状	平成十六年度入学生から適用

経済産業省告示第百六十八号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十二号)第一条の二の規定に基づき、認定を受けた学校の住所の変更届出があつたので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月二十六日

経済産業大臣 二階 俊博

学校の名称	新住所	旧住所	変更年月日
金沢大学	石川県金沢市角間町	石川県金沢市小立二丁目四十番二十号	平成十七年四月一日

経済産業省告示第百六十九号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十二号)第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月二十六日

学校の名称	学部・学科名	備考
山梨県立北富士工業高等学校	電子科(全日制)	経済産業大臣 二階 俊博

平成十八年三月までの卒業者については従前のおりとする

平成十八年三月までの卒業者については従前のおりとする

中電工技術短期大学校 電気技術科